

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 116  
2014.1.22

## 医療・福祉問題研究会 第 114 回例会

日時： 2013 年 2 月 1 日（土）午後 3 時～5 時

会場： 社会福祉会館 4 階中ホール（金沢市本多町 3-1-10）

テーマ：「金沢市の保育園・学童保育の現状と  
子育て新支援制度の問題点」

報告者： 広田みよさん（金沢市議会議員）

全国的に子どもの数は減少していますが、賃金の減少や働く女性の増加、長時間労働、核家族化、地域コミュニティの変化により、保育園や学童保育の需要は増え、増設・整備が求められています。金沢市もこの間、保育園の入所希望が年々増えるなど、「男女共同参画」時代において、保育園や学童保育など子育て支援事業を充実させることは女性の社会進出にとっても重要です。

しかし、民間にビジネスチャンスを与え、国の負担を減らすため、国会では子育て新支援制度が拙速に決められ、消費税率 10%とセットで 2015 年の実施をめざしています。しかしその中身は、認可保育所の増設や環境整備という根本的な解決は図られず、これまでとられてきた企業参入の解禁や保育所入所定員の弾力化など規制緩和による対策にさらに拍車をかけることが懸念されています。

今回、金沢市の保育園・学童保育の現状と子育て新支援制度の問題点について報告させていただきます。

みなさんのご参加をお待ちしております。

※ 当日、例会に先立ち 13 時～14 時半まで、社会福祉会館 4 階中ホールにて運営委員会を開催します。ご都合のつく方はあわせてご参加ください。

## 「社会保障・税一体改革と社会保障の解体」

道見藤治（研究会会員）

2013年12月21日、社会福祉会館4階中ホールにて第113回研究例会が行なわれ、横山壽一さんから標記の報告がありました。一年前の衆院選で自民党が大勝利、それを梃子に暴走する安倍政権の下、社会保障の大きな再編を見て、社会保障の解体につながるという言葉は何度も述べられていました。解体の行きつく先は、平和・民主主義の乱暴な破壊と危機であり、軍事国家化と社会保障削減はメダルの表裏一体のものであり、国民の意思との間には深刻なネジレがあります。

今般の社会保障の再編、『改革』の推進の三本柱として、①社会保障・税一体改革の具体化、②成長戦略による市場化・営利化、③財政支出＝公費負担の抜本の見直しがあります。

社会保障・税一体改革のプロセスは社会保障制度改革推進法→国民会議の報告書→プログラム法→個別法の『改革』など、の流れとなっていますが、手順を踏まえず、最初から法案が決定しているプログラム法を出すこと自体、異常で違法であると言えます。個別法の改正の折に押し返せと横山さんは主張しています。

国民会議の報告書等で示されている自助・共助・公助の組み合わせによる社会保障に対して横山さんは次のように批判されました。①憲法で生存権を謳う歴史的段階の社会への無理解であること、②憲法は生存権・生活権を条件付きではなく無条件かつ平等に保障されていること、③「公助」は間違いであって社会保障は権利＝国家の責任であること、④自助＝自己責任から社会的責任への転換こそ現代社会と社会保障の核心であることの四点から整理して理解しておく必要があるとされています。

また、成長戦略による市場化・営利化があるとして、社会保障削減とセットで「戦略的市場創造」があるようです。「自助」とは市場でニーズを満たすことであり、市場優先のベースとなっているようです。

財政支出においては過去の重点化・効率化の検証は不十分であり、消費税増税でもなお不足し、更なる効率化・重点化が狙われています。社会保険への公費負担の見直しについては、給付削減、負担増、都道府県の地域単位での抑制システム、制度からの切り離しが目論まれています。

地域包括ケアを活用した再編・解体においては、病院から在宅へ、医療から介護へ、病院完結型から地域完結型の医療へ、治す医療から治し支える医療への転換が謳われています。医療・介護の縮小については地域での支え合い、自助は市場を活用する仕組みへシフトする格好の事柄となり、自助・共助・公助論へとつながっていきます。

では社会保障の再編・解体への対抗軸は何か、一つ目は人権としての社会保障の再構築であり、憲法に立脚した社会保険で対抗していかねばなりません。二つ目は保険主義への対抗として社会保険への正しい理解、受給権論への対抗、保険のもつ意義と

限界の正確な認識、社会保険の多様性を踏まえた保険を超える制度への展望が必要と言えます。三つ目として人権としての地域包括ケアの提起においては営利化することが問題であり、高いレベルでの医療・介護等に積極的な提起をすることが求められています。四つ目は国民経済と社会保障との関係の明確化であり、人権保障型＝社会保障の拡充・強化による国民経済への寄与の方向を提起することです。五つ目は人権保障型の社会保障財源確保論の提起です。

横山さんの講演の後に、30分間くらいの白熱した議論が交わされました。

以上述べてきた通り、社会保障の解体に向かっていることを横山さんからご指摘がありました。2014年にはマッタナシの事態に移っていきます。困っている当事者、国民の声を政治・政権に届けていかないととんでもないことに陥ることがよく分かりました。

---

## 第8回石川県社会保障学校報告

二宮厚美氏講演「憲法が輝く福祉国家を展望して」を聞いて  
～憲法違反にレッドカードを！～

石川県保険医協会 長浦久実

2013年11月10日に第8回社会保障学校が開催され、記念講演にて「憲法が輝く福祉国家を展望して」と題し、二宮厚美神戸大学名誉教授の講演があった。

### 二つの解釈改憲とアベノミクス路線

安倍政権は「二つの解釈改憲とアベノミクス路線」を走っている。

二つの解釈改憲のうちの一つは、憲法9条である。自民党憲法改正草案は国民から猛反対され、各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要な憲法改正要件を2分の1に緩めようという憲法96条改正は批判が強く、引き下がらざるを得なくなった。安倍政権の次の一手は「現行憲法下において、解釈改憲により集団的自衛権を認める」という、元内閣法制局長官に「憲法全体をどうひっくり返してみても読む余地がない」と言わしめるほどの反則行為である。その足がかりとして特定秘密保護法・国家安全保障基本法を成立させようとしている。

もう一つの解釈改憲は憲法25条である。「社会保障とは憲法25条を具現化するもの」という常識に反し、2013年8月にまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書の中には「憲法25条」が一言も出てこず、「共助・連帯としての社会保障」とされている。社会保障と憲法を切り離し骨抜きにする、実質的な憲法25条の解釈改憲で

ある。

アベノミクスは「金融緩和」「財政出動」「成長戦略」の3本の矢から成るが、安倍首相は「成長戦略」により日本を「世界で一番企業活動しやすい国」と発言した。経営者が企業活動しやすい国とは、労働市場の規制の緩い国である。労働者を使い捨てにできる国、言い換えれば「世界で一番労働者が働きにくい国」を目指すと公言したのである。

### 国民運動の追い風となった「5月革命」

このような動きが活発になり改憲ムードに押される中、2013年5月に起こった2つの出来事を起点に、明確に風向きが変わった。これを「5月革命」と呼んでいる。

ひとつは5月の憲法集会である。ここで憲法96条改正問題がやおら取りざたされた。立憲主義に明らかに反する提案に護憲派だけでなく、9条改憲論者すらも反対する事態となった。もうひとつは5月13日の橋本徹大阪市長の慰安婦発言である。市民が連日に渡って市役所へ抗議し、アメリカの報道官からは「人間性を侮辱するもので許しがたい」と異例のコメントがあった。これらの追い風の結果、2013年6月の東京都議選と2013年7月参院選では共産党が躍進・維新の党が不振となった。一点共闘の国民運動に軍配があがったケースと言える。

### 2016年夏・2015年4月を見据えた地域からの運動を

当面の課題として、「人権としての社会保障」から「共助基本の社会保障」へという憲法25条の換骨奪胎、税と社会保障の一体改革と言っておきながら、要支援者の介護保険外しなどを行う、偽装表示と言えるほどの社会保障削減、保険主義を医療・介護に当てはめ、収支均等の原理によるさらなる受益者負担増などのメニューが目白押しである。

自民党が衆参両院の過半数を握っているため、解散することはあり得ない。すなわち、2016年夏まで衆議院選挙がなく、3年の間に安倍政権は憲法改正を含めたこれらの主要課題に取りかかると考えられる。2016年国政選挙までの中間地点である、2015年4月には一斉地方選挙があり、これらを見据えた地域からの運動が重要となる。国民全体で憲法違反の安倍政権にレッドカードを突きつけ、即刻退場を求めていかねばならない。

